平成２５年（フ）第８８３号
京都府向日市寺戸町東野辺17番地の１　ベストハウス中村201
債務者　松井　節子
１　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８９１号
京都市山科区椥辻東浦町18番地２　メイゾン山科902
債務者　瀬川　裕介
１　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８９２号
京都市山科区椥辻東浦町18番地２　メイゾン山科902
債務者　瀬川さやか
１　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９１９号
京都市北区大将軍坂田町６番地２
債務者　宮田こと　徐　　尚美
１　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３２０号
兵庫県加古川市尾上町長田44番地の10　パールハイツ浜の宮１号
債務者　山本　信夫
１　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３４８号
兵庫県高砂市荒井町千鳥２丁目14番11号第１弁天荘
債務者　高濱　昭夫
１　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２２号
鳥取県倉吉市西倉吉町410番地８
債務者　大住　春美
１　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第２１４号
広島市中区住吉町８番３―605号　上村マンション
債務者　鵜野　博昭
１　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３５号
広島市佐伯区観音台３丁目10番17号
債務者　松本真由美（旧姓安永）
１　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５４７号
広島市中区鶴見町13―12サンビレッジ鶴見203号室、住民票上の住所岡山市北区御津芳谷106番地
債務者　藤岡　　恵
１　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１４９号
福岡市東区馬出１丁目４番16―101号
債務者　松石隆三郎
１　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２１９号
福岡県古賀市千鳥２丁目４番20号
債務者　藤川　隆之
１　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２５６号
福岡県筑紫野市紫１丁目19番８―301号
債務者　井上　文功
１　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４９号
沖縄県那覇市楚辺２丁目24番38号
債務者　比嘉　敏彦
１　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２５５号
沖縄県那覇市字与儀50番地５　メルヘンハウスマンション201
債務者　中野　里圭（旧姓松井）
１　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８３号
北海道小樽市高島５丁目９番322号
債務者　角田　志奈（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第８６号
北海道小樽市奥沢１丁目16番14号
債務者　天間　光人
１　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで　札幌地方裁判所小樽支部